

児童扶養手当

受給者のしおり



中津川市役所 健康福祉部 障害援護課
☎0573 (66) 1111 内線 617

児童扶養手当を
受けられる方へ

あなたは、このたび児童扶養手当を受けられることになりました。

この「児童扶養手当のしおり」は、あなたが、これから児童扶養手当を受けるに当って、知っておいていただきたいことや、必要な届出、手続きについて説明したものです。

この冊子は、証書と同様に管理し、必要なときに読みかえしてご活用ください。

また、不明な点などありましたら、中津川市役所 健康福祉部 障害援護課
電話 66-1111 内線 617 にお問い合わせください。



も く じ

児童扶養手当制度

- 1. 児童扶養手当の目的 _____ 4
- 2. 児童扶養手当のしくみ _____ 4

こんなとき、こんな手続きを

- 1. 届出、手続き一覧 _____ 7
- 2. 児童扶養手当認定請求書 _____ 8
- 3. 児童扶養手当現況届 _____ 10
- 4. 受給者の方が他市に住所を変えるとき _____ 11
- 5. 受給者の方が中津川市内で住所を変ったとき _____ 11
- 6. 児童扶養手当の額が増額されるようになるとき _____ 11
- 7. 児童扶養手当の額が減額されるようになるとき _____ 11
- 8. 児童扶養手当の受給資格がなくなるとき _____ 12
- 9. 受給者又は対象児童の氏名が変わったとき _____ 13
- 10. 所得制限によって支給額が変わるとき _____ 13

気をつけてください

- 1. 手当証書 _____ 13
- 2. 罰則 _____ 13

児童扶養手当制度

1. 児童扶養手当の目的

児童扶養手当制度は、両親の離婚などにより、父親または母親と一緒に生活していない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

2. 児童扶養手当のしくみ

<支給の対象>

手当を受けることのできる人は、次の条件にあてはまる 18 歳以下の児童（18 歳に達する日の属する年度末までの者をいう。以下同じ）を監護している母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は父母にかわってその児童を養育している人です。なお、児童が、心身に中程度以上の障害を有する場合は、20 歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。

- (ア) 父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- (イ) 父又は母が死亡した児童（遺族年金受給者を除く）
- (ウ) 父又は母が重度の障害（国民年金の障害等 1 級程度）にある児童
- (エ) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (オ) 父又は母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- (カ) 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- (キ) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (ク) すて児などで、母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

●次のような場合には、手当は支給されません。

- ① 児童が、
 - イ、日本国内に住所がないとき
 - ロ、父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けとることができるとき
 - ハ、父又は母に支給される公的年金給付額の加算の対象になっているとき
(H23.4～障害基礎年金の子加算の額と手当額を比較し高い方を選択)
- ② 父・母又は養育者が、
 - イ、日本国内に住所がないとき
 - ロ、公的年金給付を受けとることができるとき
(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く)

<手当の支給>

手当の支給は、認定請求した日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月まで支給されます。(転入の場合は転入月の翌月から)

手当は毎年4月、8月及び12月の3期に前月分までの分を支払います。



<手当の額>

手当での額は毎年の所得により変わります。

次の表は扶養親族が1人の場合の(母と子ども1人の世帯)の手当額の例です。

| 所得額(年額) | 手当額(月額) |
|---------|---------|
| 57万円未満 | 41,550円 |

(H23年4月現在)

<所得制限限度額>

手当を受ける人の前年の所得が政令で認められた限度額以上ある場合は、その年度(8月から翌年の7月まで)の、手当の全部または一部が支給停止されます。

また、同居している扶養義務者の所得についても限度額以上ある場合は支給停止になります。

※手当額及び所得制限限度額については、変更がありますので障害援護課でお尋ねください。



こんなとき、こんな手続きを

1. 届出、手続き一覧

| 届出を必要とするとき | 届出の種類 | 頁 |
|--|------------|----|
| 受給資格が生じたとき | 認定請求書 | 8 |
| 毎年8月1日～8月31日 (すべての受給者) | 現況届 | 10 |
| 他市、他県に住所を変えるとき | 転出届 | 11 |
| 中津川市内で住所を変ったとき | 住所・金融機関変更届 | 11 |
| 支給対象となる児童が増えたとき | 額改定請求書 | 11 |
| 支給対象となる児童が減ったとき | 額改定届 | 11 |
| 支給要件に該当しなくなったとき (父又は母が婚姻、または事実婚関係、施設入所、父又は母に監護・養育されなくなった時等) | 資格喪失届 | 12 |
| 受給者又は監護・養育している児童の名前が変わったとき | 氏名変更届 | 13 |
| 受給者又は扶養義務者の所得を修正し所得要件が変わったとき | 支給停止関係届 | 13 |



2. 児童扶養手当認定請求書

離婚等により受給資格が生じた場合、児童扶養手当を受給するには、市町村窓口にて「児童扶養手当認定請求書」の提出が必要です。

児童扶養手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終了します。

昭和60年8月以降に手当の受給対象者となった人で、認定請求をしないまま5年が経過しますと児童扶養手当を請求することができなくなりますのでご注意ください。

なお、平成15年4月1日時点において支給要件に該当してから5年を経過していない受給資格者は上記の規定を削除する。

児童扶養手当法の改正に伴う児童扶養手当減額について

平成14年度の児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当の受給開始から5年等を経過した受給者(母に限る)は、「就業」等の必要条件を満たしていないと、平成20年4月分以降の手当が減額されることになりました。

【減額対象】

次のうちどちらか早いほうになります。

- 手当の支給開始から5年
 - 支給要件に該当した日(例 離婚日)の属する月から7年
- ※ただし、認定請求した日において3歳未満の児童を監護していた場合は、3歳に達した月の翌月から5年を経過したとき(8歳に達したとき)

【手続き・届出】

該当月の前々月に状況確認のための書類を送付します。「就業」等の次のいずれかの条件を満たしていれば減額はありません。

- 就業中
 - 求職活動中
 - 障がい(精神を含む)・病気があるため就業することが困難
 - 親族が障がいや病気のため、介護が必要であり、就業が困難
- ※それぞれ条件をみたしていることの証明書等が必要になります。

認定請求に必要な添付書類等

添付書類は、支給事由によって異なりますので、窓口で確認してください。

基本的には以下の書類が必要です。

- ★請求者と対象児童の戸籍謄（抄）本
- ★請求者と対象児童の属する世帯全員の住民票の写し
- ★前住所地の市町村が発行する所得証明書

【提出が必要な人】

中津川市にその年の1月1日に住所がなかった人
(1月から6月までに認定請求を行う場合は、前年の1月1日に住所がなかった人)

【証明する年】

認定請求日の前年分(1月から6月までは、前々年分)

- ★印鑑、請求者の銀行等の口座番号など
- ★養育費等に関する申告書
- ★年金手帳
- ★賃貸住宅等の賃貸契約書
- ★その他必要に応じて、提出する書類があります。
(対象児童と別居している場合など)



3. 児童扶養手当現況届

児童扶養手当を受けている方は、毎年8月1日から8月31日までに「児童扶養手当現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年8月1日における状況を記載し、児童扶養手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、8月分以降の手当の支給が差し止められます。さらに、2年間にわたり届出をしないと受給権が消滅する場合がありますのでご注意ください。

現況届に必要な添付書類等

- ★ 前住所地の市町村長が発行する前年の所得証明書
(中津川市にその年の1月1日現在、住所がなかった場合に提出)
- ★ 児童扶養手当証書(支給停止の方は不要です)
- ★ 印 鑑
- ★ その他必要に応じて、提出する書類があります。



4. 受給者の方が他市に住所を変えるとき

他市町村に住所が変わる場合には、中津川市での児童扶養手当の受給資格が消滅しますので「児童扶養手当転出届」の提出が必要です。転出後の市等で手当の受給を受けるためには、転出先の市町村に「住所・金融機関変更届」を提出してください。

5. 受給者の方が中津川市内で住所を変ったとき

中津川市役所障害援護課に住所変更届を提出してください。

6. 手当の額が増額されるようになるとき

現在、手当を受給している者が、新たに児童の監護を始めたなどの事由により、支給の対象となる児童が増えたときは「児童扶養手当額改定請求書」の提出が必要です。

この場合、額改定請求をした日の属する月の翌月から児童扶養手当の額が増額されますので、手続きが遅れないようご注意ください。

7. 手当の額が減額されるようになるとき

現在、手当の支給対象となっている児童の一部が監護・養育されなくなったことなどにより支給の対象となる児童が減ったときは、「児童扶養手当額改定届」を提出して下さい。



8. 児童扶養手当の受給資格がなくなるとき

次の場合には受給資格がなくなります。至急、中津川市役所障害援護課へ「児童扶養手当資格喪失届」を提出してください。

| 対象者 | 変更の事実 |
|------|--|
| あなたが | 1. 結婚されたとき 2. 結婚ではないが、事実上の婚姻関係（内縁関係のような）になったとき 3. 公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金等）を受けようになったとき 4. 児童を扶養しなくなったとき 5. 児童の父又は母でない場合に児童と別居されたとき |
| 児童が | 1. 児童福祉施設に入ったとき（通園施設は除く） 2. 遺族年金等を受けようになったり、父又は母の障害年金の加算対象になったとき |
| その他 | 1. 遺棄によって手当を受けている方で、児童の父又は母から電話・手紙・訪問・送金があったとき 2. 拘禁によって手当を受けている方で、児童の父又は母が刑務所から出所したとき |

★受給資格がなくなっているのに、届出されずに手当を受給すると不正受給となり、資格がなくなった時点にさかのぼって手当を返還していただきます。

9. 受給者又は、対象児童の氏名が変わったとき

「氏名変更届」を提出してください。

10. 所得の高い扶養義務者に扶養されたり、扶養されなくなった場合、

又は所得更正等の場合で所得制限により支給額が変わるとき

「支給停止関係届」を提出してください。



気をつけてください

1. 手当証書

証書を他人に譲り渡したりすることはできません。

証書は毎年現況届の際に返却いただきますので、大切に保管してください。

2. 罰則

偽りその他の不正手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または、30万円以下の罰金に処せられます。(児童扶養手当法35条)

〒508-8501 中津川市かやの木町 2-1

中津川市役所 健康福祉部 障害援護課

☎(0573)66-1111 内線 617